

調査に関する詳しい内容は･･･

**厚生労働大臣が指定した調査区内の事業所のうち、常用労働者数が1～4人の事業所が対象となります。**

＜毎月勤労統計調査　特別調査とは？＞

8月上旬から厚生労働大臣が指定した調査区内の全事業所に知事が任命した統計調査員が訪問し、事業所名称や常用労働者数を確認のうえ、対象となる事業所（**7月31日現在で常用労働者が1～4人の事業所**）における、給与、労働時間及び雇用の実態を明らかにすることを目的に実施している調査です。

常用労働者5人以上の事業所を対象に行っている毎月勤労統計調査（月々の変動を明らかにする調査）を補うために年１回行っています。

顔写真付きの「統計調査員証」を携帯した統計調査員が

**事前のご連絡なし**に**調査区内の全ての事業所を訪問**

しますが、調査の趣旨をご理解いただき、ご回答をお願いします。

万一、かたり調査と感じるような不審な電話や訪問がありましたら、

大阪府総務部統計課までお問い合わせください。



調査に回答いただいた内容は、統計作成の目的以外に使用することは絶対にありません。

統計調査員や調査関係者が調査で知り得た情報を他に漏らすことは、統計法によって固く禁じられており、秘密の保護には万全を期しています。



〔お問い合わせ先〕大阪府総務部統計課　勤労･教育グループ

℡　06-6210-9200･9201

[**毎勤特別**](http://www.mhlw.go.jp/toukei/list/31-1.html)

２０１６年７月号

（毎月１回発行）



大阪府総務部統計課

〒559-8555大阪市住之江区南港北1-14-16大阪府咲洲庁舎19階／電話　06(6210)9196

統計課ホームページ　　<http://www.pref.osaka.lg.jp/toukei/>

再生紙を使用しています